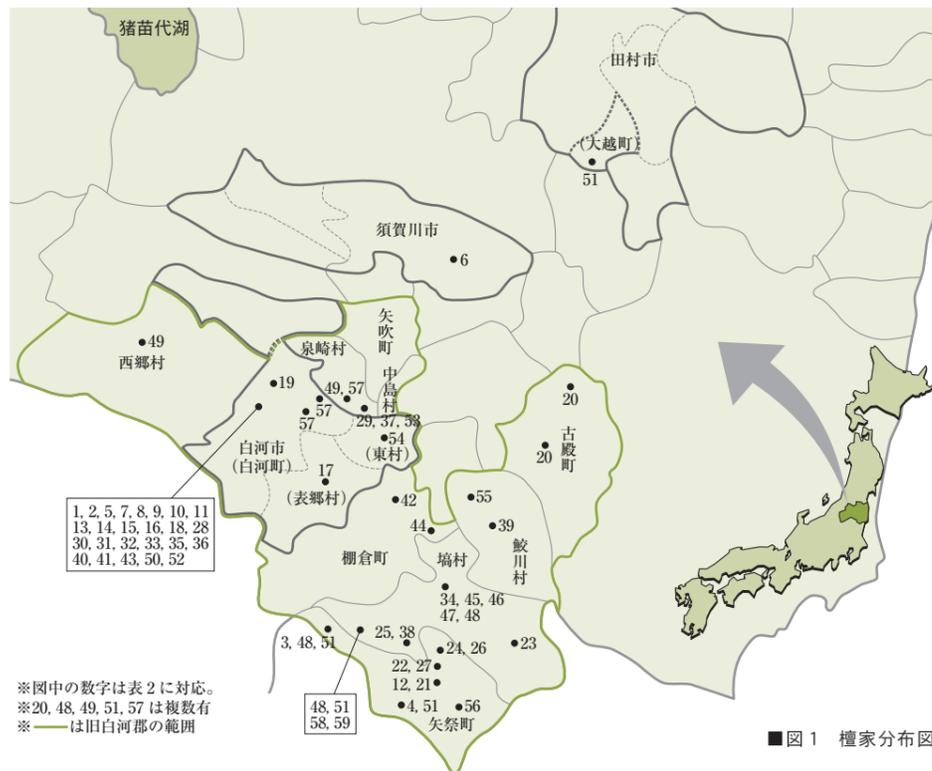


御師「梅谷家」について



すると、御師米山家(大申学)の宿帳の中に、奥州白河郡の道者の宿泊記録がありました(青柳周一「須走御師宿帳の研究」『小山町の歴史』9号、1996年、所収)。それは、寛保元年(1741)の10人から始まって、文化元年(1804)の33人まで約60年間続いています。須走口は吉田口との関係が深く、この宿泊者数が須走口から登山するのか、吉田口から登山して下ってきたのかは、はっきりとはわかりませんが、ちょうど梅谷家の道者宿帳の直前につながる史料です。

これを見ると、寛保元年から安永2年(1773)までは数年おきにポツポツという程度ですが、安永3年から文化元年(1804)までは、6か年を除いて毎年道者が泊まっています。初めは梅谷家の記録と変わらない人数ですが、寛政2年(1790)の51人あたりから増加し、庚申縁年である寛政12年(1800)には109人とピークに達しています。その合計は610人で、1年平均にすると10人弱となります。福島県内で、白河郡は菊多郡の868人に次いで多数を占めています。

須走村の白河郡のデータをそのまま吉田口の梅谷家に適用できるわけではありませんが、少なくとも江戸時代中期以降は、遠く福島県南部から富士山を目指す道者は絶え間なく続いていた、ということが言えるでしょう。

実は、梅谷家には、安土桃山時代から白河郡と関係が深かったことを思わせる史料が残っています。次に機会があれば、それを紹介しましょう。

Contents

- 富士山あれこれ …… 1-2
- 博物館Report …… 3-8
- 御師「梅谷家」について



■木造道祖神立像 / 総高29.0cm 像高21.9cm 江戸時代末制作

杖室の木造道祖神立像

本像は吉田口登山道二合目の杖室に伝えられた木像です。杖室は江戸時代には金剛杖役場と称し、登山用の金剛杖代として8文の山役銭を徴収する場所でした。本像はその杖室に付随する小堂内に稲荷神と共に祀られていた本尊でした。像が納められた厨子の背面には、「二合五勺元杖室 道祖神 昭和八年 七月一日建立 木林八歳 万延元年十一月生」と墨書があり、厨子は昭和8年(1933)に小屋主の木林氏によって建立されたことがわかります。

本像は非常に特徴的な造形で、皺が刻まれた顔に高い鼻という老人の姿で、袍と袴、つま

り官服を着用しています。通例道祖神というと、丸石や双体の人物を表現した双体道祖神、文字碑や祠の石造物が多く、このような姿の道祖神の像は知られていません。

一方でこの像によく似た人物の図様は、富士山のお札の中に見られます。当館図録「富士山の絵札」所収の「御縁歳迎牛 庚申大神」(資料1)、「猿田彦大神」(資料2)です。両方とも鼻の高い異形の人物を中心に描かれています。とくに資料1の庚申大神はよく本像に似ています。これらは庚申の年である万延元年(1860)を契機に制作されたお札です。

富士山と庚申は深い関わりが

あると考えられています。御縁年とよばれる庚申の年に登山すると大きな御利益があるとする考え方があります。そもそも富士山は孝安天皇九十二年の庚申の年に沸いて出たという伝承があります。そのため、富士信仰の宗教者は、庚申の年の登山のご利益を説いて回り、特に万延元年は非常に盛り上がりを見せました。厨子の寄進者がこの万延元年生まれというのもいさか因縁めいています。

前述の資料2の縁起部分にはその富士山の庚申の年の御利益と、猿田彦の神徳を説明しています。つまり富士山の庚申の御縁年を象徴する神は猿田彦であり、資料2の図様も「庚申大神」と記すことで猿田彦を描いたものと思われ

と記すことで猿田彦を描いたものと思われ

とされる以外に道祖神の別称ともとらえられています。

猿田彦は、古事記や日本書紀にも登場する神話の神で、天孫であるニギノミコトを天界と地上の境で迎え、導いた者とされています。そのため、文明14年(1486)の「兼邦百首歌抄」などには村境を守り、旅人の守護をする道祖神や塞の神とされ、今でも民間では道祖神の別名として広く伝承されています。その容貌は記紀によると七尺(記紀の時代の単位で157.5cm)の背丈に対して鼻が七咫(112cm)と長く、赤い目を鏡のように光

富士吉田市歴史民俗博物館
FUJIYOSHIDA MUSEUM OF LOCAL HISTORY

ご案内

平成25年12月～平成27年3月まで
リニューアル工事のため休館しています。



博物館附属施設
御師 田外川家住宅のご案内
〒403-0005
山梨県富士吉田市上吉田3丁目14-8
TEL 0555-22-1101
観覧料 / 大人 100円 (団体80円)
小中高生 50円 (団体40円)
※博物館・富士山レーダードーム館のチケットで入館できます。

タイトルの「MARUBI」は富士山から流れ出た溶岩台地帯を指すこの地方のことは「丸尾」からとったもので、丸尾とは溶岩が流れ出る様子の「転び」が転化(変化)したものとされています。

富士山あれこれ

杖室の木造道祖神立像

らせているということで、本像や絵札の異形の図様に通ずるものがあります。本像は庚申御縁年の神として表現された猿田彦が、道祖神とも同一視されたものである可能性が高いといえます。像の構造は、目の中が空洞となっており、玉眼という手法で水晶を嵌め入れていたと思われます。着彩は胡粉を下地としていて厚く、そのため体部の構造は不明ですが、面部を耳の前ではぎ玉眼を嵌入する加工を行ったようです。肉身部は肌色、袍は黒く袴は赤く着彩して

います。高い鼻先と両足先は欠失しており、中のホゾ（芯材）が露出しています。組んだ両手には何か握られていたらしく、下方に添えられた右手には穴がうがられています。おそらく資料1の図像のように杖を握っていたと推測できます。総じて伝統的な仏像制作の手法を用いて制作されている一方、高い鼻などの細部の造形が細かく表現されており、江戸時代末頃の制作と思われる。

（富士吉田市歴史民俗博物館 資料調査員 高橋晶子）



■資料1 御縁歳迎牛玉 庚申大神



■資料2 猿(猿)田彦大神



■道祖神立像



■道祖神立像側面

博物館 Report

おし うめたにけ 御師「梅谷家」について

はじめに／梅谷家の系譜：篠原武(学芸員)
御師梅谷家の檀家：菊池邦彦(富士吉田市文化財審議会委員／東京都立産業技術高等専門学校教授)

はじめに

市内の上吉田地区には、江戸時代後期に86軒の御師の家があったとされます。梅谷家も代々御師を務めた家筋ですが、その歴史は古く、後述するように文禄4年(1598)には御師としての活動が確認されていま

す。この梅谷家について、今年度に当家のご好意により、所蔵する資料の調査をさせていただいたところ、今まで知られていなかった新事実が次々と明らかとなってきました。それらは、①梅谷家の系譜、②

梅谷家の檀家、③安土桃山時代及び江戸時代初頭の郡内領主である浅野氏重と鳥居成次が梅谷家の檀家を安堵した文書、④梅谷家が管理していた吉田胎内と胎内信仰の内容、⑤絵師「梅谷秀我」の業績、という5つのことに

分けることができます。本号ではこの内の、①を「梅谷家の系譜」で②を「梅谷家の檀家」で解説していきます。

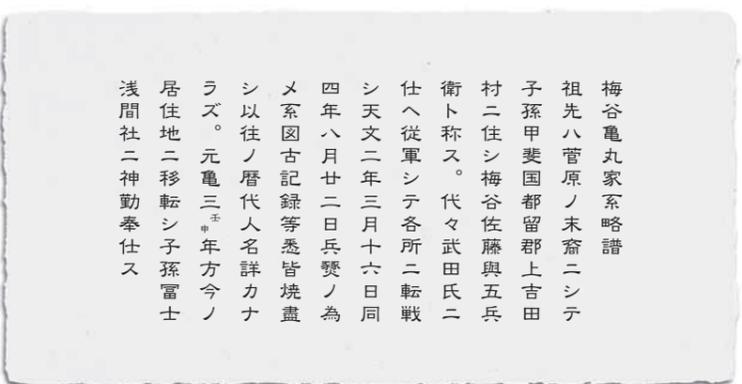
梅谷家の系譜

梅谷家は、屋号を大梅谷、姓を梅谷または佐藤と名乗り、御師としては梅谷監物や梅谷上総介を名乗りました。明治34年(1901)に梅谷丸丸により作成された『梅谷家系略譜』(以下、『略譜』)によれば、代々武田氏に仕え従軍し各所に転戦したが、天文2年(1533)及び4年(1535)の兵火により系図や古記録が焼けたため、これ以前の系譜は明らかではないとします(史料1)。そして、慶長12年(1607)に死去した秀秋を中興の祖と記し、梅谷家の系譜上の初代としています。秀秋以降の系譜は表1のとおりであり、これ以後、代々の当主は名前に「秀」の字を継ぎ、明治年間まで御師として活動をしていきます。なお、元亀

3年(1572)に現在のの上吉田の町が成立しますが、その時の地割を『略譜』では「面後 七間四尺五寸」とします。そこで、元亀3年(1901)に梅谷丸丸により作成された『梅谷家系略譜』(以下、『略譜』)によれば、代々武田氏に仕え従軍し各所に転戦したが、天文2年(1533)及び4年(1535)の兵火により系図や古記録が焼けたため、これ以前の系譜は明らかではないとします(史料1)。そして、慶長12年(1607)に死去した秀秋を中興の祖と記し、梅谷家の系譜上の初代としています。秀秋以降の系譜は表1のとおりであり、これ以後、代々の当主は名前に「秀」の字を継ぎ、明治年間まで御師として活動をしていきます。なお、元亀

鳥居成次から、それぞれ奥州白川(現、福島県白河市)の旦那場(富士山を信仰し、富士登山の際に梅谷家に宿泊した人々が住む地域)を安堵されています。以降、表2のとおり明治年間まで、代々その旦那場が大切に引継がれており、梅谷家にとって最も重要な旦那場の1つであったことがわかります。この奥州白川の次に古い旦那場は、5代目秀治の代に確認される武州豊島郡江戸内藤新宿町(現、東京都新宿区)であり、甲州道中の第1番目の宿場として著名な地です。この旦那場の存在は、正徳3年(1713)に奉納された家名額の奉納者名から分かります(4頁写真)。なお、この額には、他にはない非常に面

白い表現がされています。上段に「御師」とあるのですが、中央には谷から生える梅の木が真鍮で美しく表現されており、梅と谷が合わさって「梅谷」を意味しているのです。つまり、一見すると普通の奉納額なのですが、実は御師梅谷家の家名額となっており、江戸風に言えば「粋」な仕事ぶりといえるでしょう。『略譜』によれば、文化5年(1808)に9代目秀正が、天保13年(1842)に10代目秀行がそれぞれ、京都の神祇伯白川家から神官としての活動を認める神道裁許状を与えられています。後述するように天保6年(1835)には、4,500軒もの檀家を購入しており、この頃に御師として



■史料1

御師「梅谷家」について

の活動が拡大していったことが分かります。そして、明治に入ってからも、江戸時代の富士講が再編された扶桑教から、11代目秀我が明治18年(1885)に訓導に任じられており、御師としての活動を続けていることが分かります。なお、秀我は御師だけでなく、絵師としても著名であり、梅谷家だけでなく他の御師家でもその作品が確認されています。その多くは、富士講の奉納額の肉筆画や吉田の火祭や富士山登山案内図など木版画の下絵であり、今までその大半について制作者が不明なままであった富士山の奉納額・絵札・絵図について、その一部にせよ上吉田の御師によって制作されていたという注目すべき新事実が明らかとなってきました。

次の12代目亀丸は警察官を勤めています。また、御師としての活動も確認できなくなることから、11代目秀我が最後の御師であった可能性が高いようです。その後、大正年間になると、富士登山者の多くが参詣し

た吉田胎内に祀られる胎内社の所有者として13代目葵一の名がみえます。吉田胎内は、明治25年(1892)になって新発見されたものであり、梅谷家の御師としての活動が終息する時期とも重なることから、御師を止めて間もなく胎内社の神官を務めたと考えられます。なお、この胎内とは、富士山から流れ下る溶岩により、山麓の樹木が焼失してその中が空洞となったものであり、特にその内部が体の中のように肋骨状を呈すものを、「胎内」と称したものです。富士山麓には多くの胎内がありますが、その多くには木花開耶姫命が祀られ、安産のご利益があるとされました。そして、多くの人々は登山前に「胎内巡り」といってこの胎内の中に入って奥にある御神体（このはなさくやりのみこと）を拝み、中から出てくると安産の腹帯や蠟燭（出産の際に灯すとお産が軽くなる）とされた）を求めました。そして、吉田胎内の胎内社も、昭和30年代前半まで多くの参詣者を迎えたといえます。



■家名額

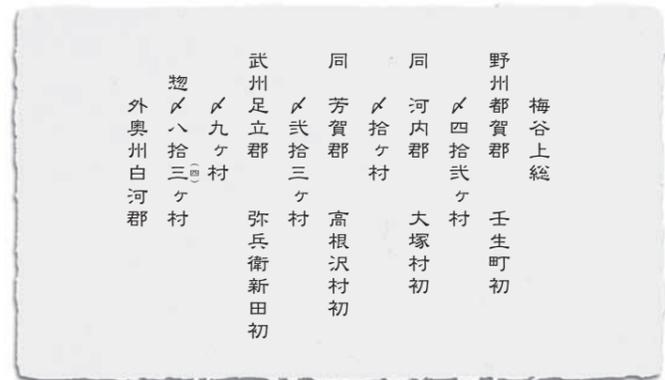
■表1 梅谷家の系譜（『梅谷家系略譜』等により作成）

代	実名	仮名(通称)・受領名	卒年(和暦)	卒年(西暦)	備考
1	秀秋	奥五兵衛・監物	慶長12年	1607	文禄4年(1595)に浅野氏重より、慶長6年(1601)に鳥居成次より旦那場を安堵される。
2	秀正	新三郎・孫左衛門	寛永19年	1642	
3	秀固	権九郎	天和3年	1683	
4	秀矩	庄右エ門	宝永6年	1709	
5	秀治	庄太夫	元文2年	1737	正徳3年(1713)に家名額が奉納される。
6	秀則	酒造	明和7年	1770	
7	秀足	亀吉・庄太夫	寛政2年	1790	
8	秀茂	長十郎・庄三郎	文化13年	1816	
9	秀正	兵部・監物	天保3年	1832	文化5年(1808)に神祇伯白川家から許状を受ける。
10	秀行	兵之助・監物	安政5年	1858	天保13年(1842)に神祇伯白川家から許状を受ける。
11	秀我	亀吉・上総之介	明治33年	1900	明治18年(1885)2月に扶桑教の権訓導に、7月に訓導に任じられる。
12	亀丸		明治42年	1909	
13	葵一		昭和43年	1968	吉田胎内にある大正15年(1926)の石碑に「胎内 田辺利助 社内 梅谷葵一」とある。

梅谷家の檀家—陸奥国白河郡を中心に—

富士山吉田口御師の檀家の概略を知るためには、慶応3年(1867)の「惣御師持旦家取調帳」(『富士吉田市史』史料編第5巻近世Ⅲ)が、上吉田のマ

チを東西に分けて、各御師の檀家の地域を書上げていて便利です。上吉田村の街並の東側にある大梅谷佐藤家の檀家は、次のように書かれています。



これらを概観しますと、梅谷家の檀家は野州(下野国、今の栃木県)都賀郡・河内郡・芳賀郡の栃木県西南部に位置する3郡に75か村、武州足立郡弥兵衛新田(埼玉県川口市)など9か村の檀家があったということになります。奥州白河郡は付足しのように書かれています。梅谷上総というのは、御師としての名乗り(受領名)で、表1の11代目に当たります。

檀家というのは、寺院の檀家になぞらえたもので、富士山登拝にあたり、山麓の特定の御師(宿坊)に宿泊して登山準備をする人々と御師との関係をさします。檀家の方も御師の家の食器などの器具、浴衣・ドテラなどの衣類、火鉢・御神前の諸道具などの備品を奉納し、御師の家を盛り立てようとするのです。御師の家の表札にあたる「家名の額」も、公開されている

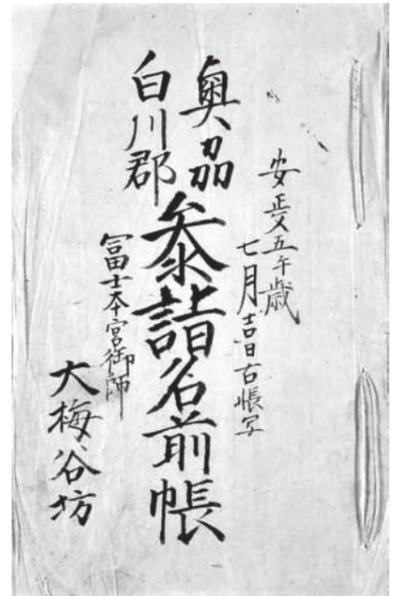
御師旧外川家住宅や、4頁の梅谷家のように、檀家から奉納されるのが一般的であったようです。

一方、御師の方も、登山期間の旧暦6月・7月以外は登山者が来ないわけですから、檀家回りといって特定の村を回って御札や牛玉札を配り、金銭や農作物などの御初穂を貰い、要請があれば占いやお祓いなどの宗教者としての活動を行います。櫛や扇子・薬など軽量の御土産も忘れません。これらの御師と村々との関係は経済的利益を伴うわけで、権利とされ、霞場などと称して売買される場合もありました。

梅谷家文書の中には、天保6年(1835)7月の「上金証文之事」(檀家売買証文)という文書があります。それによると、去年(天保5年)に佐藤式部(御師大玉屋)は梅谷監物(表1の10代目)に宛て武州足立郡と野

州都賀郡・芳賀郡・河内郡の3郡、合計家数4500軒の檀家を、金15両と引き換えに15年季で売り渡したのですが、その際勸化の(寄付金を募る)時は我等(大玉屋)も立ち会う、という約束をしていました。ところが、此度どうしても神事入用に金が必要なため、さらに7両2分(先の15両の半分の金額です)を無心(増額)して、勸化立会い権も譲渡するというのです。

そうしますと、梅谷家の大元からの檀家は、先の書上げで「外奥州白河郡」と書かれていた陸奥国白河郡(福島県)の檀家だけということになります。現代で考えても、山梨県と福島県との距離は遠く離れており、とても徒歩で往復しようという気になれません。本当に、奥州白河郡から富士山登拝の人々がやってきたのでしょうか。



■奥州白河郡参詣名前帳

御師「梅谷家」について

梅谷家に現在残っている古文書は、他の御師のお宅と比べてそれほど多い方ではありませんが、その中に1冊だけ安政5年(1858)7月吉日古帳写「奥州白川郡参詣名前帳」という冊子(道者宿帳)がありました。それを一覧表にしたのが下の【表2】で、そこに出てくる地名を地図に落としたのが【図1】です(郡名の表記は「白河郡」に統一した)。それによると、この帳面は古い帳面を安政5年に写し、その後も書き継いだもののようです。表1を見ますと、この安政5年に10代秀行が亡くなって

いますので、あとを継いだ11代秀我(上総之介)がこの帳面を写したものと思われます。本帳に記録される限り、文化4年から明治14年(1881)の間に奥州白河郡から59のグループが御師梅谷を訪れ、富士山に登っていることが分かります。江戸時代の慶応元年(1865)までに限ると、59年間に合計56グループ、1年平均1グループ弱ということになります。人数は56グループで合計208人、1グループ平均3.7人で、10人が2組、11人が1組だけで、やはり遠方から富士登山にかかる費用など

考えると、このくらいの人数が一般的であったのでしょうか。また、江戸や関東のような富士講が白河郡に展開していたのかどうか分かりませんが、宿帳を見る限り講名や講印も描かれておらず、1つのグループは同一村内(町内)または隣接する2、3か村(町)の地縁的関係者のようです。但し、先達にあたる人は何人かいたようです。檀家は半数近くが白河の城下に集中しており、中には「家中」という武士の参詣者もいました。しかし、そのような偏りはあるものの、白河郡全体に、檀家は分布して

います。それでは、この宿帳に記録される文化4年以前には、白河郡から道者はやってきていたのでしょうか。梅谷さんの記録からはこれ以上分かりませんが、下の【表2】に吉田口から登った人々が須走口を下っていることを書きとめてある場合があったことを思い出して(備考参照、「東口下行」・「須走口下行」と注記されています。多分八合目の「大行合」から分岐して下ったのでしょうか)、須走側の史料を探してみました。

■表2 安政5年(1858) 奥州白河郡参詣名前帳

番号	年代	西暦	着月日	郡名	町村名	自治体名	筆頭記載者	人数	登山(備考)	行先(記載のみ)
1	文化4年	1807	6月25日	白河郡	白川横町	白河市	室井栄蔵	6人		
2	文化10年	1813	7月16日	白河郡	白川天神町	白河市	大坂屋吉右衛門	2人		
3	文化10年	1813	7月16日	白河郡	塙 茗荷村	東 矢祭町	勝右衛門	1人		
4	文化10年	1813	7月16日	白河郡	塙 内川村	東 矢祭町	松三郎	2人		
5	文政3年	1820	6月27日	白河郡	白川町	白河市	高山仁右衛門	3人	昼立	
6	文政3年	1820	6月27日	山瀬郡	須賀川	須賀川市	柿沼徳兵衛	1人	昼立	
7	文政5年	1822	6月25日	白河郡	白川横町	白河市	星野林蔵	3人		
8	文政5年	1822	6月25日	白河郡	白川本町	白河市	遠藤萬兵衛	3人	26日登山	
9	文政5年	1822	6月29日	白河郡	同町	白河市	綿屋興兵衛	3人	登山	
10	文政8年	1825	6月24日	白河郡	白川町	白河市	高山仁右衛門	10人	25日登山	
11	文政9年	1826	6月24日	白河郡	白川町	白河市	佐藤久右衛門	7人	25日登山	
12	文政10年	1827	6月24日	白河郡	戸塚村	東 矢祭町	名主吉兵衛	2人		
13	文政10年	1827	6月25日	白河郡	白川本町	白河市	柏屋忠兵衛	6人	26日登山	
14	文政10年	1827	6月25日	白河郡	天神町	白河市	大木久右衛門	5人	昼立	
15	文政10年	1827	6月25日	白河郡	横町	白河市	肴屋角右衛門	2人	昼立	
16	文政10年	1827	6月25日	白河郡	二番町	白河市	江崎屋忠吉	1人	昼立	
17	文政10年	1827	6月25日	白河郡	金山	西 表郷村	鈴木伝左衛門	3人	昼立	
18	文政10年	1827	6月25日	白河郡	白川新町	白河市	藤屋文吉	1人	夜ニ登山	
19	文政10年	1827	6月25日	白河郡	根田村	白河市	佐藤平左衛門	4人	夜ニ登山	
20	文政10年	1827	7月8日	白河郡	竹貫村・山上村	東 古殿町	太良兵衛	4人	直ニ登山	
21	文政11年	1828	6月28日	白河郡	戸塚村	東 矢祭町	藤井庄治	2人	昼八ッ時登山	須走口掛越
22	文政11年	1828	6月28日	白河郡	下石井村	東 矢祭町	菊池玄貞	2人	昼八ッ時登山	須走口掛越

番号	年代	西暦	着月日	郡名	町村名	自治体名	筆頭記載者	人数	登山(備考)	行先(記載のみ)
23	文政11年	1828	6月28日	白河郡	湯岐村(ゆじまた)	東 塙町	大森重三郎	3人	昼八ッ時登山	須走口掛越
24	文政11年	1828	7月7日	白河郡	中石井村	東 矢祭町	金澤源助	3人	直ニ登山	
25	文政11年	1828	7月7日	白河郡	伊香村	東 矢祭・塙	青戸忠右衛門	2人	直ニ登山	
26	文政11年	1828	7月10日	白河郡	中石井村	東 矢祭町	鈴木弥兵衛	3人	直ニ登山	須走口掛越
27	文政11年	1828	7月10日	白河郡	下石井村	東 矢祭町	吉成彦七	2人	直ニ登山	須走口掛越
28	天保10年	1839	6月25日	白河郡	白川横町	白河市	布袋屋金之助	4人	26日登山	
29	天保10年	1839	7月6日	白河郡	大村(だいむら)	西 泉崎・東村	林之丞	6人		
30	天保10年	1839	7月6日	白河郡	白川御家中	白河市	川源蔵	3人		
31	天保11年	1840	7月朔日	白河郡	白川中町	白河市	大和屋七兵衛	9人	直ニ登山	
32	天保13年	1842	6月26日	白河郡	白川天神町	白河市	釜屋政右衛門	2人		須走口掛越
33	弘化2年	1845	6月23日	白河郡	白川元町	白河市	遠藤萬兵衛	5人	24日登山	
34	弘化2年	1845	6月25日	白河郡	塙村	東 塙町	秦 徳三郎	4人	直ニ登山	
35	弘化2年	1845	6月28日	白河郡	田町	白河市	尾金金右衛門	2人		
36	弘化4年	1847	6月26日	白河郡	天神町・大工町	白河市	加藤利兵衛	5人		
37	嘉永2年	1849	7月2日	白河郡	大村	西 泉崎・東村	神主 和知上総介	6人	翌3日登山	
38	嘉永5年	1852	6月24日	白河郡	植田村	東 塙町	(人名無記載)	2人		
39	嘉永5年	1852	6月24日	白河郡	塙御料富田村	東 鮫川村	寶 全	1人		
40	嘉永5年	1852	6月24日	白河郡	白川本町	白河市	大和屋作助	3人		
41	安政3年	1856	6月	白河郡	白川元町	白河市	土屋喜右衛門	1人	昼休	
42	安政4年	1857	6月20日	白河郡	棚倉町	東 棚倉町	内田良平	7人	21日登山	
43	安政4年	1857	6月23日	白河郡	白川町横・桜・大工・本・四ツ辻	白河市	廣瀬新吉	5人	翌24日登山	
44	安政4年	1857	7月04日	白河郡	山田村	東 棚倉町	宮田弥一右衛門	2人	鷹丸豊方相頼	
45	安政4年	1857	7月04日	白河郡	御代官左馬太郎陣屋(塙)	東 塙町	名主 秦久次右衛門	2人		
46	安政5年	1858	6月26日	白河郡	塙料塙村	東 塙町	石川磯吉	4人		
47	安政6年	1859	7月10日	白河郡	塙料塙村	東 塙町	勇蔵	2人	翌11日登山	
48	萬延元年	1860	7月8日	白河郡	真名畑・茗荷・田口村	東 塙町	堀治郎右衛門	10人	昼立	須走口下行
49	萬延元年	1860	7月11日	白河郡	関和久村・鶴生村	西 泉崎・西郷村	穂積源三郎	2人		東口下行
50	文久元年	1861	7月7日	白河郡	白川家中	白河市	大野喜右衛門、外二家来	2人	田辺近江方相頼	東口下行
51	文久元年	1861	7月7日	白河郡	真名畑・茗荷・内川/真木野(牧野)村	東塙・矢祭/田大越	乘月院	11人	翌日8日登山	須走口下行
52	文久元年	1861	7月12日	白河郡	白川元町	白河市	皆戸屋新八	3人	翌13日登山	須走下行
53	文久3年	1863	7月13日	白河郡	大村	西 泉崎・東村	忠吾	6人	昼立	東口下行
54	文久4年	1864	7月8日	白河郡	釜子村	西 東村	仲四郎	6人		
55	慶応元年	1865	6月29日	白河郡	塚本村	東 鮫川村	金蔵	5人		
56	慶応元年	1865	7月3日	白河郡	寶坂村(ほうざか)	東 矢祭町	吉兵衛	2人	式合日切手差出し	
57	明治7年	1874	8月8日	白河郡	借宿・形見・関和久村	西 白河市・泉崎村	斎藤多三郎	7人	(岩城国)	
58	明治7年	1874	8月9日	白河郡	真名畑村	東 塙町	鈴木治左衛門	9人	(岩城国)	
59	明治14年	1881	7月20日	東白河郡	真名畑村	東 塙町	鈴木長作	8人	(福島縣奥州)	

*白河郡の近世の表記は川と河の両様あるが、本表では「白河郡」に統一した。東=東白河郡、西=西白河郡、白河市=西白河郡、田=田村郡、須賀川市=岩瀬郡